

平成 30 年 3 月 12 日

岩美町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

岩美町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など農地利用の最適化のための業務（以下「最適化業務」。）が農業委員としての必須業務として位置づけられた。

本町の農業は、一部大豆、麦、白ネギ等との複合経営も行われているが水稻作の単一経営農家が多く、また、農業従事者の高齢化等の要因により認定農業者を中心とした担い手への農地の集積が進んでおり、近年では集落営農法人や農業経営に新規参入する事業所への集積も進んでいる。

本町では、今後も担い手への農地集積を進め、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、以下のとおり具体的な目標と推進方法を定めることとする。

なお、この指針は、平成 36 年までの目標達成に向けた平成 32 年までの計画とし、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表 について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地 政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
現 状 (平成 29 年 3 月)	902.3ha	25.8ha	2.86%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	890.3ha	21.8ha	2.45%
目 標 (平成 36 年 3 月)	874.3ha	13.8ha	1.58%

【目標設定の考え方】

今後の遊休農地の復旧面積は過去の実績を踏まえた値を採用し、解消目標を設定した。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 遊休農地の早期発見、発生防止について

- (ア) 農地法第 30 条の規定による利用状況調査のほか、随時、農地パトロールを実施し、遊休農地を早期に発見する。
- (イ) 関係機関や地域住民からの情報収集により遊休化のおそれがある農地を把握し、土地所有者及び耕作者の意向を確認して遊休農地の発生を防止する。

イ 利用意向調査について

利用意向調査の実施により農地所有者及び耕作者の意向を把握し、農地中間管理機構や関係機関と連携して表明した意向どおりに遊休農地を解消できるよう支援する。

ウ 遊休農地の解消について

- (ア) 遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構や関係機関との連携や農地所有適格法人や集落営農組織、認定農業者等の担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。
- (イ) 遊休農地の復元事業について、町と検討し、その実施を目指す。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	割合(B/A×100)
現 状 (平成 29 年 3 月)	902.3ha	269ha	29.8%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	890.3ha	358ha	40.2%
目 標 (平成 36 年 3 月)	874.3ha	448ha	51.2%

※集積面積は、「担い手の農地利用集積状況調査」の値を用いる。

【目標設定の考え方】

岩美町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標に基づき、担い手への農地利用集積面積は 448ha を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地の基盤整備等について

基盤整備の推進や遊休農地の解消により、農地の耕作条件を整え、担い手に集積できるよう支援する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

- (ア) 利用集積に対する支援制度等の情報提供体制を強化し、農地中間管理事業を柱とする農地の集積・集約化を推進する。
- (イ) 担い手の希望の把握や離農する農家からの相談により担い手、土地所有者の情報を把握し、町農政部局や農地中間管理機構等と連携して農地の集積を促進する。

ウ 担い手の育成について

受け手となる担い手（経営体）の確保が重要であることから、担い手の経営改善の取組が円滑に推進するよう支援する。

3. 新規参入の促進について

(1) 将来的に農業の担い手となり得る新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (平成 29 年 3 月)	0 経営体	0.0ha
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	3 経営体	3.0ha
目 標 (平成 36 年 3 月)	7 経営体	7.0ha

【目標設定の考え方】

過去5年間の実績は、4経営体という現状を踏まえ、少なくとも年間1経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

- (ア) 新規参入に関する相談窓口を開設している機関との連携や当委員会が適時実施する就農相談により、新規参入希望者の情報を共有し、就農に結び付けていく。
- (イ) 行政機関等に対して、新規参入者が円滑に就農できるように支援・指導する体制の充実や行政機関等が独自に補助金・助成金を交付する制度の創設等、新規参入を促進する施策を提案していく。

イ 情報提供について

- (ア) 新規参入者となり得る農業法人で働く者や農業大学校、農業高校の学生・生徒に新規就農に関する情報を提供していく。
- (イ) 後継者のいない農家や貸借可能な農地の情報を把握し、土地所有者の意向や希望に応じて新規参入者に情報を提供していく。

ウ 企業参入について

企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用した企業参入も視野に入れて施策を進める。

エ フォローアップ体制について

新規就農者が担い手として継続して営農していくためには、就農段階から定着、発展段階まで一貫して支援することが重要であることから、関係機関や地域の担い手と連携してフォローアップ体制を構築する。